

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2019年1月17日 No.36 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
E-mail nql30048@nifty.com ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内 容

2019年 年頭のごあいさつ	1
12月25日 本訴第21回口頭弁論	2
【記者会見・報告集会での報告・質疑】	3
【原告側準備書面の要点】	
I 準備書面(52)～大飯地盤 関電反論への再反論～	4
II 準備書面(53)～総論の整理～	5
III 準備書面(54)～高浜地盤 関電反論への再反論～	5
IV 準備書面(55)～大山火山噴火の影響評価～	6
今後の大津地裁での裁判の日程	6
原発をなくし安倍内閣を追いつめる力があつた —「10・6 小泉元首相の話聞く集い」が示したもの—	7
2019 支える会総会のご案内	10
原発差し止め裁判交流会が京都で開催	10
原発に依存しないエネルギー利用の展望	11
2019 びわこ集会	14

あけましておめでとうございます。

会員のみなさんには、支える会の活動、原発訴訟を支えていただきありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

この1年、台風や地震などさまざまな自然災害が日本を襲いました。北海道では、地震により長期にわたる全域の停電（ブラックアウト）が起きました。大規模発電施設に頼る危険性があらわになると同時に、同様の地震が原発付近で起り、ブラックアウトによる外部電源の喪失と地震による非常用発電の故障が重なれば、再び福島第一原発と同様の事故が起りかねないことを示しました。再生可能エネルギーによる分散型のエネルギー作りこそが日本が進むべき道です。



一方、日本政府が進めていた原発輸出計画が次々に破たんし、実現の可能性のある計画はゼロになり、原発が採算のとれないものであることが明らかになりました。

しかし、原子力規制委員会は老朽原発も含め次々と原発の再稼働にお墨付きを与え、再稼働が進められています。採算が取れないはずの原発が進められるのは、安全性を軽視してコストダウンするか、誰かが国が費用を肩代わりするしかありません。事故処理の費用や廃炉費用、核のゴミの処理費用などをすべて国民の負担に転化して、電力会社やその取り巻きの原子力マフィアが必ずもうかる仕組みにしているからこそその原発推進でしょう。

事故から8年たち、福島では避難指示の解除が進められ、避難者がさらに困難な状況に追い込まれています。被爆による被害は大したことがなく、不必要な避難が健康被害をもたらしたのだという情報操作が進められています。不必要な被曝は避けなければならないという医学常識さえ踏みにじられる事態は、許すことができません

遅かれ早かれ世界が脱原発に向かうことは間違いのないでしょう。しかし、原発がある限り事故のリスクがあり、放射性物質を作り出して未来の地球に残すこととなります。原発は、1日でも早く止めなければなりません。そのために、引き続きみなさんのご支援をよろしくお願いいたします。

福井原発訴訟（滋賀）を支える会会長 福田 章典

12月25日 本訴第21回口頭弁論

原告主張

大飯、高浜地盤は地震動増幅なしの根拠の立証なし
「社会通念」の必要最低限の要素を示すなど主張の総論を整理
規制委の判断でも関電の火山評価は過小!!

関電 大飯、美浜の土砂災害安全性、美浜の地盤問題・燃料ピット問題について反論

12月25日、福井の原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第21回口頭弁論が大阪地裁で行われました。これに向けて原告側は準備書面(52)～(55)を提出。

このうち、準備書面(52)、(54)は、それぞれ大飯、高浜の地盤は、関電の主張のように決して安定した地盤ではないなどの問題を指摘した原告準備書面に対して、関電が反論していますが、これに再反論したものです。原告主張に対する関電の反論は不十分なものであり、地震動を予測する経験式のバラツキを考慮すべき要素(震源特性、伝播特性、サイト増幅特性)のうち、地盤の特性による増幅を考慮しなくていいという被告の主張の根拠が立証できていないことを指摘しています。

準備書面(53)は、原発が備えるべき安全性について、「社会通念」で判断する流れができていますが、社会通念を判断するために考慮すべき必要最低限の要素を示すなど総論部分の主張を整理したものです。

準備書面(54)は、高浜原発の敷地地盤の問題を指摘した原告主張に対する関電側の反論に対する再反論。

準備書面(55)は、最近の原子力規制委員会での判断でも関電の火山噴火に対する対応は不十分であることを指摘したものです。

法廷では、準備書面(52)、(53)、(54)を井戸弁護士団長が、準備書面(55)を高橋弁護士がパワーポイントを用いて説明しました。

一方、関電側は、準備書面(36)から(39)を提出。(36)、(37)はそれぞれ大飯原発、美浜原発の土砂災害に対する安全性について、(38)は、美浜原発の敷地地盤について均一で安定したものではないと問題点指摘をした原告準備書面(45)に対する反論、(39)は、使用済み核燃料ピットの安全性について問題点を指摘した原告主張に対する反論とともに、釈明に対する回答が行われています。この主張内容について、代理人弁護士が口頭で説明を行いました。

次回の予定について、原告側は、①今回主張があった美浜の地盤問題、②釈明に対して回答があった放射性廃棄物の処分問題などを予定しているとし、ほぼ主張は出尽くしているのので、あと1～2回で完結したいとしました。一方、関電側は次回、高浜原発の土砂災害に対する安全性の主張のほか本日の火山に関する原告主張の反論などを検討したいとしました。

今回は、3月7日14:30からとされましたが、口頭弁論が始まる前に行われた裁判所と双方の代理人とで行われた進行協議では、6月4日、9月10日、12月10日についてもそれぞれ14:30

からと期日が設定されています。

法定でのやり取り終了後、記者会見、報告集会を行いました。

【記者会見・報告集会での報告・質疑】

【井戸弁護団長から】

～主張は尽くした 整理の段階に～

今回原告側は4つの準備書面を出した。このうち、準備書面(52)、(54)のふたつは原発地盤のサイト特性についての主張、準備書面(53)は総論部分での整理、準備書面(55)は最近の火山について議論されている問題について整理したものだ。

準備書面(52)、(54)の敷地問題は難解だが、原発の設計の基本となる基準地震動の設定にかかわる問題だ。基準地震動は、観測記録の平均値で処理されているが、実際の観測値には大きなバラツキがある。我々は、バラツキを考慮して、たとえば上限値で基準地震動を設定すべきと主張しているが、関電は、震源特性、伝播特性、サイト特性を評価し、特段のことがなければ平均値で十分という主張をしている。今回の二つの書面は、サイト特性について、関電がいうように均一で安定した地盤ではないということについての議論だ。今日の書面では、関電のサイト特性の評価のなかで、表層のデータを除いたという問題を指摘した。この部分はわかりにくかったと思うが、地盤評価は第2層で決まっているのだが、第2層で与えている数値は調査した結果のものではなく、関電が恣意的に決めたものだということを示した。

準備書面(53)の総論だけの主張は全国の原発裁判のなかでも珍しい。この間裁判所は、「社会通念」で住民の訴えを退けてきたが、「原発が備えるべき安全性」とは何か？という問題を提起しながら、「社会通念」を判断



するための考慮要素や「社会通念」によって求められる安全性を構成する要素などを提示した。

準備書面(55)は高橋弁護士からコメントする。

一方関電側は、土砂災害に対する安全性、美浜の地盤問題についての反論、使用済み核燃料ピットの危険性についての反論などを行ってきた。

主張すべきことはほぼやれた。これから整理の段階に入る。

事前協議では、9月10日、12月10日の予定も確認された。

【高橋弁護士：火山の評価】

関電は大山の噴火による火山灰層厚は10cmであることを前提として火山灰による影響はないとしてきた。

しかし、最近の原子力規制委員会では、大山の火山灰の層厚は最大26センチメートルであるという見解が示された。

これを踏まえて各原子力発電所への影響を検討すると、いずれも許容値を超える可能性が高い。

【記者・参加者との主なやりとり】

Q1.火山問題は4月の裁判でも主張されたが何が違っているのか？

A. 準備書面(42)では原子力規制委員会が大噴火についてどういう指摘をしたかを示した。今回は、最近の規制委員会で、規制庁自身が調査をしてシミュレーションしたところ、大山生竹噴火(DNP)のマグマ噴出量は12.2km³とされた。関電は、噴出量数km³以下と評価しているので評価の前提が変わってくる。どう評価するかはこれからの検討課題だ。

Q2.「社会通念」についての説明を。

A. この間住民の訴えを退けてきた「社会通念」は恣意的に使われている。100%の安全性を求めるのは無理であり、相対的安全性の範囲のなかで議論しているが、安全性を決めるものは何か？という問題を提起しながら、社会通念を考慮する要素、社会通念によって求められる安全性を構成する要素などを提示した。

この間は社会通念で負けているが、大津の仮処分では社会通念で勝っていることも思い出してほしい。

【原告側準備書面の概要】

I 準備書面(52):大飯地盤 関電反論への再反論

原告準備書面(39)、(41)において、大飯原発の地域特性の調査・評価の問題点を指摘したところ、被告は、準備書面(33)において、これに対する反論をしてきました。本書面は、これに対する再反論です。

1. 被告の沈黙

関電の反論は全面的なものではなく、敷地地盤が「均質」とした関電評価の問題について指摘した以下の事項についての反論はありません。

①地下にいくつもの地震波速度が逆転する地層が存在しており、「ほぼ均質な地盤」とは言えない。また、場所によってS波速度に大きな違いがある。

②地震波速度は、データにバラツキがあり、4号炉敷地よりも3号炉敷地の方が遅いから、一律に「S波速度2.2km/s」と評価するのは不当。

③P波速度は西から東に向けて系統的に低下しており、異方性が認められる。この速度低下を無視した「異方性がほとんど認められ

ない」とした被告の評価は不当。

④単点微動観測のデータによる二層地盤推定結果と屈折法によるP波速度断面とが概ね整合するとの評価は不当。

2. 反論があったもの

(1)反射法地震探査の三次元探査について

①原告は、(地震波を増幅する要因を確認するために、地盤の構造を立体的に把握する)三次元探査が必要と主張。これに対して被告は、各種調査により、大飯原発の地盤は水平成層構造(水平方向に均質な地層が積み重なった地層、つまり垂直方向は敷地のなかほどこも同じ構造)とみなして一次元の地盤の速度構造モデルを作成したこと、また、規制委員会が新規基準に適合していることを確認したと主張。

②「地下構造が成層かつ均質と認められる場合」を除いて三次元探査をすることが義務付けられており、被告には、大飯原発敷地について、三次元探査をしなくてもよい例外事由(地下構造が成層かつ均質と認められるこ

と)を主張、立証する責任がある。

③原告は、準備書面(41)において、大飯原発敷地が「成層かつ均質」ではないことの根拠を示している。

④上記の点についての被告の反論は一部にとどまっており、原告の指摘事項すべての項目についての反論を放棄している。

(2)インバージョンモデルから地震動評価モデルを策定するに際し、第1層を抜いた問題

インバージョンモデルの第2層を「P波速度4.6 km/s、S波速度2.2 km/s」と定めたことの合理性を主張しなければならない。

(3)減衰定数について

減衰係数の設定根拠については、地盤の増幅特性(サイト特性)に関するQ値の測定結果を踏まえ、とか、保守的に設定というだけで合理性について主張していない。

II 準備書面(53):総論の整理

「原発が備えるべき安全性」とは何か?

原告らの主張

【一次的主張】過酷事故を絶対に起こさないという意味での「絶対的安全性」である。

【二次的主張】仮に「相対的安全性」に止まるとした場合、安全性の程度が問題になる。

これは、その科学技術がもたらす社会的利益と危険性の程度を比較衡量して、社会通念によって決せられるべきである。

社会通念を判断するための考慮要素

- ・原発事故被害の広範性、永続性、深刻であること
- ・電力供給のために原発を運転する必要があること
- ・原発は他の発電方法より高コストであること
- ・運転することにより使用済み核燃料を産み出し続けること
- ・世論調査の結果に示されている市民の意思

社会通念によって求められる安全性を構成する要素

・福島原発事故の教訓が十分に踏まえられていること

・一応の合理性のある批判に対しては、その懸念を払しょくできるだけの説明ができていないこと

・基礎データの不確かさ、バラツキが十分に考慮されていること

・地震、津波、火山等の自然現象については、その発生時期、規模を予測できないことが踏まえられていること

・深層防護の考え方に基づいていること

原子力規制委員会の判断に対する裁判所の審理・判断の在り方

・原子力規制委員会が新規規制基準策定の前提とした「安全性のレベル」に対しては、裁判所は、裁量審査ではなく、実体的判断代替の手法で審査するべきである。

・原発の安全性に対する社会通念の所在は、文系・理系の枠を超えた総合科学的営みであり、原子力工学、放射線防護学等の専門家にすぎない原子力規制委員に、これを判断する専門性はないからである。

III 準備書面(54):高浜原発の地盤問題、関電反論に対する再反論

被告は、高浜原発の地域性を正しく把握し、特にサイト特性については、「詳細な調査に基づいて、高浜原発敷地の解放基盤表面のP

波速度及びS波速度をそれぞれ約4.3 km/s、約2.2 km/sと評価するとともに、地震波の局所的な集中を生じさせるような特異な地下

の速度構造がな」いことを確認したから、「耐専式で得られる評価結果を修正する必要がない」、すなわち、経験式である耐専式についてバラツキを評価する必要がないと断言していた。しかし、被告の高浜原発の地域性、とりわけサイト特性の把握には多くのごま

かしや恣意的な評価があり、被告は原告らの指摘に全く反論できないか、的外れの反論しかできないことが明らかになった。

経験式を採用するについて、バラツキを考慮する必要がないとの被告の主張に理由がないことは、もはや多言を要しない。

IV 準備書面(55):大山火山噴火の影響評価

被告の評価

- ・規模の大きかった大山倉吉噴火 (DKP) を除外
- ・大山生竹噴火 (DNP) をマグマ噴出量を数 km^3 以下と評価
- ・想定すべき火山灰層厚を 10cm と評価
- ・京都市越畑地点の DNP 地層は降灰層厚としては評価できない 10cm という被告の想定を大きく上回ることは確実である。具体的には、原告ら準備書面 (42) で指摘した通り、26cm 程度の火山灰が降ってくることを考慮することになるであろう。

原子力規制庁の見解(原子力規制委員会も承認)

- ・京都市越畑地点の DNP 地層は降灰層厚として評価可能、その層厚は 25cm 度
- ・規制庁自身が調査をしてシミュレーションしたところ DNP のマグマ噴出量は 12.2km^3 とすると評価地点での層厚を概ね再現
- ・DNP のマグマ噴出量を VEI (火山爆発指

数) 6 として評価すべき

想定される火山灰に対して原子力発電所が耐えられるか

高浜発電所

○ 1、2号機の許容層厚 (被告の評価)

- ・原子炉補助建屋、燃料取扱建屋 →19cm
- ・燃料取替用水タンク →20cm

○ 3、4号機

- ・原子炉補助建屋、燃料取扱建屋 →21cm
- ・復水タンク →15cm

大飯発電所

- ・原子炉周辺建屋 →31cm
- ・非常用ディーゼル発電機吸気フィルタ →60cm

(ただし、評価の前提について疑問がある。)

美浜発電所

- ・原子炉補助建屋、燃料取扱建屋等 →20cm
- ・燃料取替用水タンク →18cm

(※準備書面はホームページからダウンロードできます)

今後の大津地裁での裁判の日程

2019年

- 3月7日(木)13:30～進行協議、14:30～第22回口頭弁論、15:30～記者会見
- 6月4日(火)13:30～進行協議、14:30～第23回口頭弁論、15:30～記者会見・報告集会
- 9月10日(火)14:00～進行協議、14:30～第24回口頭弁論、15:30～記者会見・報告集会
- 12月10日(火)14:00～進行協議、14:30～第25回口頭弁論、15:30～記者会見・報告集会

原発をなくし安倍内閣を追いつめる力があつた

—「10・6小泉元首相の話を聞く集い」が示したもの—

原発のない社会へ—小泉元首相の話を聞く集い

実行委員会事務局長 杉原 秀典

はじめに 何故 1800 人が集まったか

10月6日に予定されていた「原発のない社会へ—小泉元首相の話を聞く集い」は、台風の接近で開催が危ぶれていた。しかし、幸運にも台風が北にそって、危機一髪、開催することが出来た。駐車場には、ヤンママが運転するワゴン車、高級外車、大型重機を積んだトラックなど見慣れない車も多く並んだ。受付の1時間以上も前から聴衆が押し寄せ、文化産業交流会館の一階と階段部分の1800席が埋まった。殆どが、これまで「原発反対集い」には参加したことのない人たちだ。なぜ、この小さな滋賀県でこれだけの人が集まったのか、ここに、住民のエネルギーの在処と運動の方向が示されていた。

井戸謙一氏

「運動の新たな旅立ちの日にしたい」



冒頭のアトラクションの後、井戸謙一実行委員長は概略次のように挨拶をした。

日本は崩壊の瀬戸際だった。膨大な数の人たちが故郷を追われ、避難の過程で亡くなった方も多し。福島原発事故は収束していない。しかし、誰も責任をとらないまま、原発回帰



の道を歩んでいる。若狭湾の原発が事故を起こせば、近畿の水がめ琵琶湖が汚染され、被害が広範囲に及ぶことを自覚した。原発に反対する運動は、事故から7年半、参加者が固定化し、一時期の勢いがみられない。しかし、原発がなくても電気は足りる、使用済み核燃料を10万年管理する方法はないとの認識が確実に広がっている。家族や子どもたちの安全、健康、美しい自然を次の世代に引き継ぐことは、すべての人が取り組むことができる課題だ。新たなうねりを作り出したい思いで、小泉元首相に講演をお願いした。小泉元首相は、首相在任当時は原発を推進されたが、今は反原発運動に取り組んでおられる。本日は、なぜ考えを改められたのか、日本が歩むべき道をどう考えておられるのか、お話をお聞きし、生活や運動の糧にしたい。原発をなくす運動の新たな旅立ちの日にしたい。

小泉講演「原発ゼロは保守も革新もない」

続いて登壇した小泉氏は静かに語り始め、次第に熱が入っていった。以下講演要旨。

私は原発ゼロを言う人は左翼だと思って



いた。「日本の原発は安全」「CO₂を出さないでクリーン」「コストが一番安い」。経産省や電力会社の3つのウソにだまされて首相在任中は原発推進だった。しかし、「過ちて改めざる、是を過ちという」と論語にある。福島原発事故を目のあたりにして、原発をなくさなければならぬと思うようになった。いまだに6万人以上が故郷にもどれない。廃炉まで40年かかる。私は、フィンランドのオンカロという核廃棄物最終処分場を見学した。地震も火山もない安定した岩盤をくりぬいて、地下400mの2km四方に作られているが、この処分場でも原発2基分の核のゴミしか処分できないと知り、54基もある日本ではとても処分するのは無理だと思った。原発ゼロは、やればできる。福島原発事故後の2年間は原発はゼロだったが、日本全国どこも停電しなかった。ドイツは脱原発を決定した。日本は、自民党は何をしているのかと言いたい。原発ゼロは保守も革新もなく党派を超えて進めていく課題だ。

原発ゼロ一点での合流

政治利用はさせない

運動をすすめる上で、心を砕いたことが2つあった。1つは、「原発のない社会をつくる」の一点で合意する全ての住民・団体と合流することだ。野党はもとより自民党支持の中にも、原発に疑問と不安をもったり、反対する人が沢山いる。この人たちと合流しないと原発はなくなる。これは高校統廃合を止める闘いの教訓でもある。もう1つは、「10・6集い」を特定の勢力に政治利用させ

ないこと。呼びかけ人の選定では、実行委員会で基準と対象者を丁寧に討論し、ほぼ全県民に繋がる多様な21人に決定した。

原発ゼロへの新しい出発点に立った オール滋賀の流れが見えた

このとりくみは、原発ゼロをはじめ、滋賀の新しい運動の出発になったと考える。

第1に、様々な垣根、立場や政治的信条の違いを越えて「原発のない社会をつくる」の一点で1800人が合流し、原発ゼロに向けた新しい流れが生まれた。団体としても、漁業協同組合、中小企業家同友会、四つ葉食品、生活クラブなど、これまで私たちと全く関わりのなかった新しい層が賛同団体として参加した。呼びかけ人として、漁協の組合長の4人が名を連ね、びわ湖と漁業を守る漁師の思いの切実さを示した。平尾道雄米原市長や小西理近江八幡市長など自治体首長の呼びかけ人への参加も、この運動の地域住民を守る大義・公共性を示した。参加しなかった市民・住民の間にも波紋が大きく広がった。

これまで対決の構造は「安倍自民・原発推進勢力」対「原発反対を唱える少数の人たち」と思われていた。しかし、本当は「ごく一部の安倍・原発推進勢力」対「自民党支持者を含む圧倒的多数の反原発の流れ」であることが、この集いで分かった。

第2に、「放射能からびわ湖と郷土を守るオール滋賀の共同」の流れが見えた。これは、沖縄が「基地をなくすオール沖縄」で安倍内閣を追いつめているように、滋賀で「原発ゼロオール滋賀」で安倍内閣を追いつめる可能性を示している。

第3に、滋賀の住民と住民運動の底力を証明すると同時に、少し停滞しがちだった県内外の反・脱原発運動に問題を提起し、新しい方向を示した。地域の団体の皆さんが、地域の諸団体に足を運び、チラシとポスターの運用、賛同団体・個人の依頼の活動を展開した。